

国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算

令和8年2月  
財務省

(単位：億円)

年度		要償還額	借換債収入	定率・差減額 繰入等	一般会計から 繰戻	運用益等	財源計	年度末 基金残高	年度末 公債残高	利払費等
(令和)	(西暦)		①	②	③	④	①～④			
8	(2026)	1,503,100	1,322,800	178,300	200	1,800	1,503,100	30,000	11,324,900	131,800
9	(2027)	1,507,300	1,316,700	188,600	200	1,800	1,507,300	30,000	11,477,300	156,300
10	(2028)	1,512,800	1,320,600	190,200	200	1,800	1,512,800	30,000	11,640,900	186,900
11	(2029)	1,502,500	1,307,800	192,700	100	1,800	1,502,500	30,000	11,822,200	217,700
12	(2030)	1,541,400	1,342,900	196,600	100	1,800	1,541,400	30,000	11,999,800	244,900
13	(2031)	1,624,200	1,422,500	199,900	100	1,800	1,624,200	30,000	12,174,400	270,500
14	(2032)	1,679,000	1,474,300	202,800	0	1,800	1,679,000	30,000	12,346,300	295,300
15	(2033)	1,758,200	1,551,200	205,300	0	1,800	1,758,200	30,000	12,516,000	319,200
16	(2034)	1,722,000	1,514,000	206,200	0	1,800	1,722,000	30,000	12,684,600	341,900
17	(2035)	1,744,200	1,533,300	209,100	0	1,800	1,744,200	30,000	12,850,400	360,500

(計算の前提)

- 令和8年度の[試算-1]を前提とする。令和12年度以降、新規公債発行額は令和11年度の「差額」と同額、金利は令和11年度と同水準と仮置き。
- 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象公債等としている。なお、年金特例債は計算の対象とし、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債、こども・子育て支援特例公債及び先端半導体・人工知能関連技術債は計算の対象外とする。
- 「借換債収入」には、「特別会計に関する法律」の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含む。
- 「一般会計から繰戻」は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」及び「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による一般会計からの償還金である。
- 「利払費等」には、公債利子等のほか、国債事務取扱費や（国債整理基金特別会計直入である）たばこ特別税による収入を含む。
- 計算を行うに当たり、剰余金の発生は見込んでいない。
- 100億円以上の計数については10億の位を四捨五入している。そのため、計において一致しない場合がある。
- 計算の前提の変化により、上記の各計数は異動するものである。